

## 市消防団春季訓練

5月15日、市消防団春季訓練を、消防団員455人の参加により、中央運動公園グラウンドで開催しました。

いついかなる災害にも対応できるよう、消防団員の消防技術向上と士気の高揚を目的に、通常点検および中継送水訓練を実施しました。

中継送水訓練とは、水利から火災現場までが遠距離である場合に、数台の小型ポンプを中継しながら送水する実災害を想定した訓練です。中継送水の技術の習得と指揮命令などの正確な情報伝達、さらには、団員一人ひとりの迅速かつ正確な行動が重要になります。消防団は、このような訓練を積み重ね活動充実を図り安全・安心で住みよいまちづくりを目指しています。



## 産学官連携アドバイザーを委嘱しました

6月15日、合志市産学官連携アドバイザーとして、九州沖縄農業研究センターの後藤一寿さんが就任されました。

産学官連携アドバイザーとは、国・県などの農業関連研究施設が立地する本市において、アドバイザーが持つ知識や技術を生かし、新たな農作物による新産業の創出や地域ブランド推進のためにお手伝いいただくものです。

九州沖縄農業研究センターと本市の連携・協力体制が促進され、地域農業の発展に寄与されることが期待できます。



## 地ブラ事務局が行く!

### シリーズ第11弾 弁天マンゴー (アップルマンゴー)

#### ●販売価格

1kg (2～3玉) ¥5,000～(税込み)

2kg (5～6玉) ¥9,000～(税込み)

※年々や同じ年でも時期により価格は変動します。

ユーパレス弁天物産館に出品している地元の生産農家が丹精込めて育てた中から、特に厳選されたものをお届けします。

品種はアーウィン種で、別名アップルマンゴーとも呼ばれています。香りが強くコクのある甘味が際立ち、繊維質も少なく果汁も多いです。産地ならではのお手頃価格なので、贈答用としてもオススメです。



今回から、第3次合志ブランド認証品に選ばれた商品を順次紹介していきます。

まずは、今が旬の果物、アップルマンゴーを販売している株式会社にしごうし(ユーパレス弁天物産館)をご紹介します。

合志産のマンゴーをぜひお召し上がりください。



販売元のユーパレス弁天物産館の内野さんに突撃インタビューしました!

Q1. 認証品に選ばれ、これからの意気込みをお願いします。

A1. 認証品に選ばれた報道直後から、お客様のマンゴーの問い合わせが急に増えました。生産者も販売者も自信を持ってオススメする「弁天マンゴー」。これからシーズンを迎え、できるだけ多くのお客様のご注文にお応えできるように、品質の良い物を取り揃えます。

Q2. ブランド推進協議会に期待することは?

A2. 新たな商品の発掘はもちろん、まずは市民に良質のブランド認証品を知ってもらうため、認証された商品の販売会やPR活動を定時で開催してほしいです。

#### ●ご注文・問い合わせ先

(株)にしごうし(ユーパレス弁天物産館) 担当者 内野 浩太  
合志市野々島2441-1 ☎348-2626 FAX348-2619  
ホームページアドレス<http://www.u-benten.jp/>

問い合わせ先 合志市特産品地域ブランド推進協議会(合志庁舎 商工振興課内)  
☎242-1270 ホームページアドレス <http://www.kinasse-koshi.jp>

## 平成23年度第1期水中運動、アクアシェイプアップ教室

# 受講生募集!

水中運動は、浮力・水圧・抵抗の作用で楽に体を動かすことができ、水中運動を続けることによって生活習慣病予防に効果があります。この機会に水中運動をはじめてみませんか?

**対象者** 平成23年4月1日時点で、合志市国民健康保険へ加入している人で、滞納のない人(国民健康保健事業の一環のため、ご了承ください。)

※原則として30歳(平成24年3月31日までに30歳になる人)以上。

※心疾患など医師より運動制限がある人はご遠慮ください。

**と き** ①水中運動教室:9月2日～11月25日(祝日除く)(全12回)毎週金曜日、午後2時30分～4時

②アクアシェイプアップ教室:9月7日～11月30日(祝日除く)(全12回)毎週水曜日、午後7時30分～9時

**ところ** 「ユーパレス弁天」室内温水プール

**内容** アクアピクス、水中リラクゼーション、栄養講話など(アクアシェイプアップ教室の方が、水中運動教室より若干運動強度が強くなります。)

**募集人員** ①30人 ②15人(定員を超えた場合は、抽選となります。)

**参加料** 無料

**応募方法** 保険証と印鑑を持参の上、西合志庁舎健康づくり推進課窓口で申し込みください。受付窓口にて申込書を記入していただきます。(電話不可)

**受付期間** 7月4日(月)～29日(金)

問い合わせ先 健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎) ☎242-1183

## 7月1日から産地情報の伝達が必要となります(米トレーサビリティ法)

### 米トレーサビリティ法とは…

問題が発生した場合などに、流通ルートを手早く特定するため、米穀などの取引などの記録を作成・保存すること、産地情報を取引先や消費者に伝達することを義務付けるものです。

\*この制度の対象になるのは、下記対象品目の販売・輸入・加工・製造または提供の事業を行なう全ての人(生産者含む)です。



#### 【米穀事業者の人】

○対象品目である米・米加工品を取引、事業所間の移動、廃棄などを行なった場合には、その記録を作成し、保存する必要があります。(原則3年間保存。ただし、下記の記録事項が記載されている伝票など(納品書、規格書、領収書など)があれば、その保存で可。)

・対象品目…米穀、米粉、米こうじ、米飯類、もち、だんご、米菓、清酒、単式蒸留焼酎、みりん

・記録事項…品名、産地(注)、数量、年月日、取引先名、搬出入の場所 など

○対象品目である米・米加工品(非食用のものは除く)を、他の事業者へ譲渡したり、一般消費者へ販売・提供した場合は、産地情報の伝達が必要です。(7月1日施行)

#### 【消費者の人】

○7月1日から、米や米加工品の商品の容器や包装、外食店や小売店などで原料米の産地がどこなのか確認できます。

(注)産地情報の伝達は、平成23年7月1日以降に生産者から出荷された米穀などが対象となります。

問い合わせ先 九州農政局消費・安全部 地域第四課 ☎0968-25-2137